議　　第　１８２　号
令和８年６月５日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長　　大　西　一　史

記

条　例　第　２６　号
令和８年３月３１日

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例

（熊本市税条例の一部改正）

第１条　熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第１３条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１４条中「、第６２条の７第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第６２条の７第１項の申告書、」を削る。

第６２条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第６２条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第６２条の２第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第６２条の２第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第６２条の４から第６２条の９までを削る。

第６３条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６４条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６５条の３（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６６条の前の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６７条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６８条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６９条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。

第７０条の２第１項中「によって種別割」を「によって軽自動車税」に改め、同項ただし書中「第４４３条第３項本文」を「第４４３条第２項本文」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第２項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７１条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第１５条の３から第１５条の７までを削る。

附則第１６条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び同条第３項中「の種別割」を削る。

（熊本市手数料条例の一部改正）

第２条　熊本市手数料条例(昭和２５年告示第２０号)の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１７号中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の熊本市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）等の施行に伴い、熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）及び熊本市手数料条例（昭和２５年告示第２０号)について地方自治法第１７９条第１項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。